

附属書六（第八章関係） 投資に関する表

第一部 第九十八条に関する特定の約束に係る表

A 日本国の特定の約束に係る表

1 日本国の特定の約束に係る表における記載は、次のとおりとする。

- (a) 「分野」には、約束の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 「小分野」には、約束の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 「産業分類」には、約束の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類の下で行われるものと示す。「産業分類」は、例示の観点から記載するものとする。
- (d) 「現行の措置」には、内国民待遇についての条件及び制限を定める措置であつて、この協定の効力発生の日に存在するものを明示する。「現行の措置」を記載する場合には、「現行の措置」が当該条件及び制限の解釈において他のすべての事項に優先する。
- (e) 「現行の措置の概要」には、現行の措置によって特定される内国民待遇についての条件及び制限を記

載する。

2 この部の規定の適用上、「J S I C」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類をいう。

3 「日本国は、次の現行の措置を維持することができるることを除くほか、制限しない。」との記載は、日本国が当該措置の改正又は修正を行うことを妨げるものと解してはならない。ただし、当該改正又は修正により、この協定の効力発生の日に存在する待遇よりも不利な待遇が与えられないことを条件とする。

4 「約束しない。」とは、場合に応じて、日本国が、内国民待遇についての条件及び制限を定めるいかなる措置も採用し、若しくは維持することができること又はいかなる特定措置の履行要求も課し、若しくは強制することができるることをいう。

5 「制限しない。」とは、日本国が、各分野に共通の約束に掲げるものを除くほか、条件及び制限を付することなく内国民待遇を与えることを約束することをいう。

第一節 各分野に共通の約束

分野又は小分野

内国民待遇に係る制限

特定措置の履行要求についての約束

すべての非サービス分野

一 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合は、次の事項を行うことができる。

(a) タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。

(b) タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。

(c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。

二 日本国は、次の現行の措置を維持することができる。

(現行の措置)

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）

第一条

一 この特定の約束に係る表に別段の定めがある場合を除くほか、タイの投資家は、日本国内の区域内において投資活動を行うための条件として、又は利益の付与若しくはその継続の条件として、次の事項を要求されない。

(a) 一定の水準又は割合の物品を輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 日本国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は日本国の区域内の者から物品を購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資活動に関する投資財産に関する外貨為替の流入の量と関連付けること。

(現行の措置の概要)

日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

三 補助金については、タイの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇を与えないことができる。

四 日本国における土地の取得又は賃貸借に關し、タイにおいて日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもつて日本国におけるタイの国民又は法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課すことができる。

(e) 当該投資活動に関する投資財産により

生産される物品の日本国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外國為替収入と関連付けることにより制限すること。

(f) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。

二 この特定の約束に係る表に別段の定めがある場合又は次の特定措置の履行要求が利益の付与若しくはその継続の条件として課

され若しくは強制される場合を除くほか、タイの投資家は、日本国の区域内における投資活動に關し、次の事項を要求されない。

(g) 一定の水準の日本国の国民を雇用すること。

(h) 次のいずれかの場合を除くほか、技術、製造工程その他の財産的知識を日本国内の区域内の者に移転すること。

-
-
- 三　日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合に
は、後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持するこ
- (i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によつて課され、又は強制される場合
- (ii) 要求が、貿易関連知的所有権協定に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関する場合
- (i) 日本国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
- (j) 日本国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
- (k) 当該投資家が生産する物品の一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて日本国の区域のみから供給すること。

すべての非サービス分野 (次に掲げるものを除く。)	分野又は小分野
	産業分類
制限しない。	内国民待遇に係る制限
各分野に共通の約束における記載に従う。	特定措置の履行要求についての約束

第二節 分野ごとに行う特定の約束

とができる。

四 日本国は、次の現行の措置を維持することができる。

(現行の措置)

船舶法第一条

(現行の措置の概要)

日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

一分野 農林水産業
(領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、四の項で規定されているものを除く。)

J S I C	J S I C	○一 農業
J S I C	J S I C	○二 林業
○四	○三	漁業
		水産養殖業

日本国は、次の現行の措置を維持することができるることを除くほか、制限しない。

(現行の措置)

外国為替及び外国貿易法
(昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条
対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条

(現行の措置の概要)

外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内において農林水産業(領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、四の項で規定されているものを除く。)への投資を行うと

各分野に共通の約束による記載に従う。

二 分野 農林水産業 (植物育成者権)	J S I C ○一一九 その他 の耕種農業 J S I C ○四一三 藻類養 殖業 J S I C ○四一五 種苗養 殖業	日本国は、次の現行の措置 を維持することができるこ とを除くほか、制限しない。 (現行の措置) 種苗法(平成十年法律第 八十三号)第十条 (現行の措置の概要) 日本国内に住所及び居所 (法人にあっては、営業 所)を有しない外国人は、 次のいずれかに該当する場 合を除くほか、植物育成者 権を享有することができな い。 (a) その者の属する国又は その者が住所若しくは居 所(法人にあっては、営
		する外国投資家について適 用する。
		各分野に共通の約束にお ける記載に従う。

(b) 業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この表において「千九百九十年のUPOV条約」という。）の当事国である場合

その者の属する国又は
その者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで

改正された千九百六十一
年十二月二日の植物の新

品種の保護に関する国際
条約（以下この表におい
て「千九百七十八年のU
P O V条約」という。）

の当事国である場合

(c)

その者の属する国が、
日本国の国民に対し品種
の育成に関してその国の
国民と同一の条件による
保護（その国の国民が日
本国の植物育成者権を享
有することを日本国が認
めることを条件に日本国
の国民に対し認める保護
を含む。）を認め、か
つ、その者の出願品種に
つき品種の育成に関する
保護を認める場合

三分野 エネルギー産業
小分野 電気業
ガス業
原子力産業

J S I C ○五一九 その他
の金属鉱業（核原料物質に
限る。）

J S I C 二四九一 核燃料
製造業

J S I C 二七一＊ 発電
用・送電用・配電用・産業
用電気機械器具製造業

J S I C 二七四＊ 電子応
用装置製造業

J S I C 二七五＊ 電気計
測器製造業

J S I C 二七九＊ その他

の電気機械器具製造業

J S I C 二八＊ 情報通信
機械器具製造業

J S I C 二九＊ 電子部

品・デバイス製造業

J S I C 三〇三＊ 船舶製

約束しない。

約束しない。

四 分 野 小分野 漁業 領海、内水、排		
J S I C ○三一 内水面漁業	<p style="text-align: center;">注　　J S I C の番号に付された星印 (*) は、その番号の下での活動のうち、原子力産業に関連するものに限られることを示す。</p>	<p style="text-align: right;">造・修理業、舶用機関製造業（船舶修理業を除く。）</p> <p>J S I C 三〇五九＊ 他の産業用運搬車両・同部</p> <p>分品・附属品製造業</p> <p>J S I C 三〇九九＊ 他に分類されない輸送用機械器具製造業</p> <p>J S I C 三三一 電気業</p> <p>J S I C 三四一一 ガス製造工場</p>
約束しない。		
約束しない。		

<p>五 分野 熱供給業</p> <p>J S I C 三五一 業</p> <p>JSIC 三五一 熱供給 業</p> <p>日本国は、次の現行の措置 を維持することができるこ とを除くほか、制限しない。 (現行の措置)</p> <p>対内直接投資等に関する 政令第三条</p> <p>(現行の措置の概要) 外国為替及び外国貿易法 に基づく事前届出の要件 は、日本国内の熱供給業へ の投資を行おうとする外国</p>	<p>他の經濟水域及び大陸棚に おける漁業</p> <p>注　この部の規定の適用 上、「漁業」とは、水 産資源の採取及び養殖 の事業をいう。</p> <p>J S I C ○四一 海面養殖</p> <p>J S I C ○四二 内水面養 殖業</p> <p>各分野に共通の約束におけ る記載に従う。</p>

投資家について適用する。

六 分野 製造業
(a) 小分野 医薬品製造業

J S I C 一七六三 生物学
的製剤製造業

日本国は、次の現行の措置
を維持することができる」と
を除くほか、制限しない。
(現行の措置)

外国為替及び外国貿易法
第二十七条
政令第三条

対内直接投資等に関する

(現行の措置の概要)

外国為替及び外国貿易法
に基づく事前届出の要件
は、日本国内の生物学的製
剤製造業への投資を行おう
とする外国投資家について
適用する。この場合において
「生物学的製剤製造
業」とは、主としてワクチ
ン、血清、毒素、抗毒素又

各分野に共通の約束におけ
る記載に従う。

			はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。
(b) 小分野 皮革及び皮革 製品製造業	J S I C 一二五七 毛皮製 衣服・身の回り品製造業 J S I C 一二五九＊ 他に 分類されない衣服・繊維製 身の回り品製造業 J S I C 一七九四＊＊ ゼ ラチン・接着剤製造業 J S I C 二〇二 ポム製・ プラスチック製履物・同附 属品製造業 J S I C 二一 なめし革・ 同製品・毛皮製造業 J S I C 三二三四＊ 運動 用具製造業	日本国は、次の現行の措置 を維持することができるこ とを除くほか、制限しない。 (現行の措置) 外国為替及び外国貿易法 第27条 対内直接投資等に関する 政令第三条 (現行の措置の概要) 外国為替及び外国貿易法 に基づく事前届出の要件 は、日本国内の皮革及び皮 革製品製造業への投資を行 おうとする外国投資家につ いて適用する。	各分野に共通の約束におけ る記載に従う。
注 1 J S I C の番号に付			

		(c) 小分野 航空機産業及 び宇宙開発産業のうち製 造業に関連するもの	
J S I C 二七一 * 発電 用・送電用・配電用・産業 用電気機械器具製造業 J S I C 二七四 * 電子応 用装置製造業	J S I C 二七一 * 發電 用・送電用・配電用・産業 用電気機械器具製造業 J S I C 二七四 * 電子応 用装置製造業		<p>された星印（*）は、 その番号の下での活動 のうち、皮革及び皮革 製品製造業に関連する ものに限られることを 示す。</p> <p>注2 J S I C の番号に付 された二個の星印（*） は、その番号の下 での活動のうち、動物 系接着剤（にかわ）及 びゼラチン製造業に関 連するものに限られる ことを示す。</p>
		約束しない。	
		約束しない。	

J S I C 二七五* 電気計
測器製造業

J S I C 二七九* その他
の電気機械器具製造業

J S I C 二八* 情報通信
機械器具製造業

J S I C 二九* 電子部
品・デバイス製造業

J S I C 三〇四 航空機・
同附属品製造業

J S I C 三〇五九* その
他の産業用運搬車両・同部
分品・附属品製造業

J S I C 三〇九九* 他に
分類されない輸送用機械器
具製造業

注 J S I C の番号に付さ

れた星印 (*) は、その
番号の下での活動のう
ち、航空機産業及び宇宙

		開発産業に関連するもの に限られることを示す。
(d) 小分野 武器産業のうち ち製造業に関連するもの 及び火薬類製造業	J S I C 一七九一 火薬類 製造業	
	J S I C 二七一＊ 発電 用・送電用・配電用・産業 用電気機械器具製造業	約束しない。
	J S I C 二七四＊ 電子応 用装置製造業	
	J S I C 二七五＊ 電気計 測器製造業	
	J S I C 二七九＊ その他 の電気機械器具製造業	約束しない。
	J S I C 二八＊ 情報通信 機械器具製造業	
	J S I C 二九＊ 電子部 品・デバイス製造業	
	J S I C 三〇三＊ 船舶製 造・修理業、舶用機関製造	

<p>(e) 小分野 たばこ、日本銀行券及び貨幣の製造に関するもの</p>	<p>業（船舶修理業を除く。）</p> <p>J S I C 三〇五九 * その他の産業用運搬車両・同部 分品・附属品製造業</p> <p>J S I C 三〇九九 * 他に分類されない輸送用機械器具製造業</p> <p>J S I C 三二八一 武器製造業</p> <p>注 J S I Cの番号に付された星印（*）は、その番号の下での活動のうち、武器産業に関連するものに限られることを示す。</p>
<p>指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国におけるたばこ、日本銀行券</p>	<p>約束しない。</p>

		七 分野 鉱業	
	J S I C ○五 鉱業		
日本国は、次の現行の措置 を維持することができるこ とを除くほか、制限しない。 (現行の措置) 鉱業法（昭和二十五年法 律第二百八十九号）第十七 条及び第八十七条 (現行の措置の概要)	及び貨幣の製造が、これらの 指定された企業等以外の企業 等に対して自由化される場合 又はこれらの指定された企業 等が非商業的な原則に基づい て運営されなくなった場合には、 日本国は、これらの活動 に関するいかなる措置も採用 し、又は維持することができます ることを除くほか、制限しな い。		日本国は、次の現行の措置 を維持することができるこ とを除くほか、制限しない。 (現行の措置) 鉱業法（昭和二十五年法 律第二百八十九号）第十七 条及び第八十七条 (現行の措置の概要)
			各分野に共通の約束におけ る記載に従う。

		八 分野 石油業	
J S I C ○五三	原油・天 然ガス鉱業	J S I C ○五三 原油・天 然ガス鉱業	日本国は、次の現行の措置 を維持することができるこ とを除くほか、制限しない。 (現行の措置)
J S I C 一八一	石油精製 業	J S I C 一八一 石油精製 業	日本国は、次に規定する 各分野に共通の約束におけ る記載に従う。

J S I C 一八二 潤滑油・
グリース製造業 (石油精製
業によらないもの)
J S I C 一八四一* 輸装
材料製造業
J S I C 一八九九* 他に
分類されない石油製品・石
炭製品製造業

注 J S I C の番号に付さ
れた星印 (*) は、その
番号の下での活動のう
ち、石油業に関連するも

第
二十七条
対内直接投資等に関する
政令第三条
(現行の措置の概要)

外国為替及び外國貿易法
に基づく事前届出の要件
は、日本国内の石油業への
投資を行おうとする外國投
資家について適用する。も
つとも、エチレン、エチレ
ンゴリコール、ポリカーボ

のに限られることを示す。

ネートその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。

(タイの特定の約束に係る表は省略)

第二部 第九十三条3に関する日本国の表

1 第九十三条3に関する日本国における記載は、次のとおりとする。

- (a) 「分野」には、第九十三条2の規定が適用されない措置（以下この部において「措置」という。）が採用され、又は維持される一般的な分野を示す。
- (b) 「小分野」には、措置が採用され、又は維持される個別の分野を示す。
- (c) 「産業分類」には、措置の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類の下で行われるものを見

す。「産業分類」は、例示の観点から記載するものとする。

2 この部の規定の適用上、「JSIC」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本

標準産業分類をいう。

標準産業分類をいう。	分野又は小分野	産業分類	措置の概要
一 すべての非サービス分野	一 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の事項を行うことができる。 (a) タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	一 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の事項を行うことができる。 (a) タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	一 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の事項を行うことができる。 (a) タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
二 補助金については、タイの投資家及びその投資財産に対			

JSIC 二七五*	電気計 測器製造業
JSIC 二七九*	その他 の電気機械器具製造業
JSIC 二八*	情報通信 機械器具製造業
JSIC 二九*	電子部 品・デバイス製造業
JSIC 三〇三*	船舶製 造・修理業、舶用機関製造 業（船舶修理業を除く。）
JSIC 三〇五九*	その 他の産業用運搬車両・同部 分品・附属品製造業
JSIC 三〇九九*	他に 分類されない輸送用機械器 具製造業
JSIC 三三一	電気業
JSIC 三四一	ガス製
造工場	

四 分野 製造業 (a) 小分野 航空機産業及 び宇宙開発産業のうち製 造業に関するもの	三 分野 漁業 小分野 領海、内水、排 他的經濟水域及び大陸棚に おける漁業 注 この部の規定の適用 上、「漁業」とは、水 産資源の採取及び養殖 の事業をいう。	J S I C ○三一 海面漁業 J S I C ○三二 内水面漁業 J S I C ○四一 海面養殖 J S I C ○四二 内水面養殖		注 J S I C の番号に付さ れた星印 (*) は、その 番号の下での活動のう ち、原子力産業に関連す るものに限られることを 示す。
J S I C 二七一* 発電 用・送電用・配電用・産業 用電氣機械器具製造業 J S I C 二七四* 電子応			日本国は、自國の領海、内水、排他の經濟水域及び大陸棚 における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する 権利を留保する。	
	日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業のうち製造業に 連するものへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権 利を留保する。			

用装置製造業

J S I C 二七五* 電気計

測器製造業

J S I C 二七九* その他
の電気機械器具製造業

J S I C 二八* 情報通信
機械器具製造業

J S I C 二九* 電子部
品・デバイス製造業

J S I C 三〇四 航空機・
同附属品製造業

J S I C 三〇五九* その
他の産業用運搬車両・同部

分品・附属品製造業

J S I C 三〇九九* 他に
分類されない輸送用機械器

具製造業

注 J S I C の番号に付さ
れた星印 (*) は、その
番号の下での活動のう

		ち、航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られることを示す。
(b) 小分野 武器産業のうち製造業に関連するもの及び火薬類製造業	J S I C 一七九一 火薬類 J S I C 二七一＊ 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 J S I C 二七四＊ 電子応用装置製造業 J S I C 二七五＊ 電気計測器製造業 J S I C 二七九＊ その他の電気機械器具製造業 J S I C 二八＊ 情報通信機械器具製造業 J S I C 二九＊ 電子部品・デバイス製造業 J S I C 三〇三＊ 船舶製	
		日本国は、武器産業のうち製造業に関連するもの及び火薬類製造業の投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

<p>(c)</p> <p>小分野 たばこ、日本銀行券及び貨幣の製造に関するもの</p>	<p>造・修理業、舶用機関製造業（船舶修理業を除く。）</p> <p>J S I C 三〇五九＊ その他の産業用運搬車両・同部 分品・附属品製造業</p> <p>J S I C 三〇九九＊ 他に分類されない輸送用機械器具製造業</p> <p>J S I C 三二一八一 武器製造業</p> <p>注 J S I C の番号に付された星印（＊）は、その番号の下での活動のうち、武器産業に関連するものに限られることを示す。</p>
<p>指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国におけるたばこ、日本銀行券及び貨幣の製造が、これらの指定された企業等以外の企業等に</p>	

対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持することができる。

第三部 第九十六条4に関する日本国の表

1 第九十六条4に関する日本国の表における記載は、次のとおりとする。

- (a) 「分野」には、第九十六条2の規定が適用されない措置（以下この部において「措置」という。）が採用され、又は維持される一般的な分野を示す。
- (b) 「小分野」には、措置が採用され、又は維持される個別の分野を示す。
- (c) 「産業分類」には、措置の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類の下で行われるものと示す。「産業分類」は、例示の観点から記載するものとする。
- (d) 「現行の措置」には、この協定の効力発生の日に存在する措置を明示する。「現行の措置」を記載する場合には、「現行の措置」が当該措置の解釈においてその他のすべての事項に優先する。

2 この部の規定の適用上、「JSIC」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類をいう。

3 「日本国は、次の現行の措置を維持することができる。」との記載は、日本国が当該措置の改正又は修正を行うことを妨げるものと解してはならない。ただし、当該改正又は修正により、この協定の効力発生の日に存在する待遇よりも不利な待遇が与えられないことを条件とする。

分野又は小分野	産業分類	措置の概要
一 すべての分野		
一 補助金については、タイの投資家及びその投資財産に對し最惠国待遇を与えないことができる。		
二 日本国における土地の取得又は賃貸借に関する権利の享有について日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもつて日本国におけるタイの国民又は法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若し		

二 分野 農林水産業 (植物育成者権)	J S I C ○一一九 その他 の耕種農業 J S I C ○二四三 山林種 苗生産サービス業 J S I C ○四一三 藻類養 殖業 J S I C ○四一五 種苗養 殖業	<p>日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 (現行の措置)</p> <p>種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条 (現行の措置の概要)</p> <p>日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権を享有することができない。</p> <p>(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百九 十一年のU P O V条約の当事国である場合</p> <p>(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七 十八年のU P O V条約の当事国である場合</p> <p>(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育 成に関してその国の国民と同一の条件による保護（そ の国の国民が日本国の植物育成者権を享有することを 日本国が認めることを条件に日本国の国民に対し認め る保護を含む。）を認め、かつ、その者の出願品種に</p>
--------------------------------	---	--

			他の船舶への補給
		四 分野 法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス	
	五 分野 運輸業 小分野 航空運輸業	J S I C 四六一一 航空運送業	
(b)	(a) 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。 (b) 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。	日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 (現行の措置) 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 (現行の措置の概要)	日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

六 分野 運輸業 小分野 貨物利用運送事 業（航空運送を利用する貨 物利用運送事業を除く。）	J S I C 四四四一 集配利 用運送業 J S I C 四八二一 利用運 送業（集配利用運送業を除 く。）	日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 (現行の措置) 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二 章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二 十号） (現行の措置の概要) 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用 運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又 は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義 に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基 づき与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
		(c) 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間に おいて航空の用に供してはならず、また、日本国内の 各地間において有償で旅客又は貨物の運送の用に供し てはならない。

七 分野 運輸業 小分野 貨物利用運送事 業（航空運送を利用する貨 物利用運送事業に限る。）	J S I C 四四四一 集配利 用運送業 J S I C 四八二一 利用運 送業（集配利用運送業を除 く。）
(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代 表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに 掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は 議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人 若しくは団体により所有される法人	日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 (現行の措置) 貨物利用運送事業法第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則 (現行の措置の概要) 次の自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物 利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許 可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互 主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義 に基づき与えられる。 日本国の国籍を有しない自然人 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代

	<p>八 分野 運輸業 小分野 水運業</p>
	<p>日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 (現行の措置)</p> <p>船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 (現行の措置の概要)</p> <p>日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行つてはならない。</p>